

# 規制改革要望 研究開発業務における技術基準 適合証明未取得機器の利用

2018年 1月31日

一般社団法人 日本経済団体連合会  
産業技術本部

# 規制改革要望の内容(当初)

2016年11月、内閣府「規制改革ホットライン」に提出した規制改革要望の内容は以下のとおりです。

## 研究開発業務における技術基準適合証明未取得機器の利用

- ◆ 研究開発業務において活用を検討する新規技術を搭載した通信機器・通信モジュールに関して、技術基準適合証明を取得しておらずとも海外より輸入および研究開発への利用を許容すべきである。
- ◆ 特に、訪日観光客等に対して、入国の日から90日に限って利用可能とされているWi-Fi端末及びBluetooth端末(日本の「技術基準適合マーク」が付されていないが、日本の技術基準に相当する技術基準(国際標準)に適合するもの)については、早期に研究開発での利用が可能となるよう制度整備を図るべきである。

# 要望事項の補足

- ◆ 無線局機器に関する基準認証制度や実験試験局免許などの電波利用に関する諸制度は、健全な電波利用環境の整備・維持に寄与するものであると認識しております。
- ◆ 本要望は、電波利用環境に影響を与えるおそれのある規制緩和を求めるものではなく、
  - ① 訪日観光客等が国内に持ち込む場合に限り認められている無線設備(技術基準適合証明が得られていないもの)の利用を、国内事業者による試験・研究目的で利用する場合についても可能とすること
  - ② それ以外の無線設備についても、試験・研究目的で利用するための手続を簡素化し、実験試験局免許制度を利用しやすくすること

のみを求めるものですので、まずはじめにその点をご理解いただきますようお願いいたします。

# 要望に対する総務省回答

- ◆ 本件規制改革要望に対し、総務省からは「現行制度下で対応可能」と回答されています※(2016年12月28日公表)。
- ◆ 回答の要旨(A～Cは電波法関係、Dは電気通信事業法関係)
  - 【A】 実験試験局免許を取得することで、技適マークのない機器も研究開発目的で使用することが可能。
  - 【B】 電波暗室等の設備内のみで使用する場合は、無線局免許(実験試験局免許など)を取得せずに使用することが可能。
  - 【C】 特定実験試験局制度を活用することで、申請から免許までの処理期間を大幅に短縮することが可能。
  - 【D】 電気通信事業者による接続の検査を受け、技術基準に適合していると認められれば、その端末機器を電気通信事業者のネットワークに接続して使用することが可能。(少数の試作品段階の端末を使用する場合などの手続き)
- ◆ 以下、回答に対する認識をご説明いたします。

※：「規制改革ホットライン」受付番号「281107015」

[http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/hotline/siryoku2/28\\_soumu.pdf](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/hotline/siryoku2/28_soumu.pdf)

# 回答に対する認識

	総務省回答	回答に対する認識
A	実験試験局免許の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実験試験局免許の申請に必要な書類には、送信機・空中線・給電線などの技術情報の記入が求められています(次頁参照)。 <u>これらの情報の多くは機器メーカーから公表されていないため</u>、機器メーカーではない一般企業には<u>申請が困難な状況となっています</u>。</li> <li>➤ 仮に申請できたとしても、<u>実験試験局の免許取得には数ヶ月を要するため</u>、短期間での試験が求められるケースでは対応が困難です。</li> </ul>
B	電波暗室等の設備内のみで使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 電波暗室等の試験設備内のみでの使用では、<u>実際の利用環境に近い環境で行う社会実証や、稼働中のサービスとの接続試験などは実施が困難</u>です。</li> </ul>
C	特定実験試験局制度を活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 研究開発ニーズの高い<u>Wi-Fiの周波数帯が、特定実験試験局制度の対象に含まれていません</u>。</li> <li>➤ 「申請から免許まで」の期間を1～2週間に短縮することが可能とされていますが、申請の前に「登録検査等事業者による無線設備の事前点検」と「特定実験試験局同士の運用調整」が必要で、これを含む<u>全体の手続はやはり1～数ヶ月程度を見込む必要</u>があります。</li> </ul>
D	電気通信事業者による接続の検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 研究開発目的で使いたい端末の多くは「日本国外で販売されている技適マークのない製品」(試作品ではない)ですので、「試作品段階の端末」を対象としたこの手続きでは使うことができません。</li> <li>➤ 仮に試作品ではない製品で使うことが認められたとしても、電波法の規制への対応(上記AまたはB)を別途行う必要があるため、この手続きだけでは研究開発を行えるようにはなりません。</li> </ul>

# 【補足】実験試験局免許の申請に必要な技術情報の例

## ※ 実験試験局免許の申請に必要な書類(一部)

計書										1 無線局の区別		(局分)		※ 整理番				
置の 号	3 通信方式			6 送信機														
	コード	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲		定格出力(W)	低下させる方法コード	低下後の出力(W)	変調方式コード	製造者名	型式又は名称	検定番号	技術基準証明番							
置	4 通信路数																	
送信 置	5 ATIS番号又は船舶等識別番号			7 受信機														
				製造者名		検定番号又は名称		製造番号		通過帯域幅								
中線系番号	11 空中線										12 給電線等							
	空中線型式等				海拔高(m)	地上高(m)	利得(dBi)	指向方向(度)	口径(m)	水平面の主放射の角度の幅(度)	空中線の位置		給電線損失		共用器損失		その他損失	
	送受の別コード	基本コード	付加コード	偏波面コード						経度	緯度	度	送信(dB)	受信(dB)	送信(dB)	受信(dB)	送信(dB)	受信(dB)
( )																		

送信機・空中線・給電線などの詳細情報は、公表されている仕様情報にはほとんど書かれていません。

機器メーカーや、その提携社でない限り、記入に必要な技術情報を知ることができません。

一般の事業者が、技適マークのない市販品で試験を行うために実験試験局免許を取得しようとしても、申請すること自体が困難です。

技術基準適合証明未取得機器が研究開発業務で使用できないことにより、次の問題が生じています。

- ① 海外製品を使った研究・実証が国内で行えない  
海外で販売されている新製品※を使った研究開発・実証事業が、日本国内で実施できない(または実施が遅れる)状況になっています。
- ② 訪日観光客等が国内で使用する機器への対応  
日本国内のサービス提供事業者が、訪日観光客等が持ち込む無線設備※が国内で使われることに対応した試験・研究を行うことができない状況が生じています。

※：技術基準適合証明が取得されていないもの

# ①海外製品を使った研究・実証が国内で行えない

- ◆ 第4次産業革命の時代を迎え、国内外を問わず、さまざまな技術を持つ事業者によるオープンイノベーションの重要性が高まっています。
- ◆ こうした中、日本国内では販売されていない製品(技術基準適合証明が取得されていないもの)を活用した実証実験の例も増えてきていますが、実験試験局免許の取得が難しく、また免許取得まで長期間を要することから、国内での実証の実施ができない(または実施が遅れる)状況が生じています。

## 【日本国内での実施に支障があった実証実験の例】

- ◆ 眼鏡型ウェアラブル端末を使用した機器点検の実証実験(2014年・A社)
  - ウェアラブル端末のメーカー(米国)が、実証を行う時期までに日本の技術基準適合証明(技適)を取得しなかったため、A社は日本国内での実証を断念、米国内で実証を実施した。
- ◆ MR(Mixed Reality)機器を用いたロボットの自走実験(2017年・B社)
  - B社では米国製のMR機器(現実世界とバーチャル空間を組み合わせて表示する機器)をロボットに装着し自走させる実証を企画したが、MR機器のメーカー(米国)が日本の技適を米国での発売後すぐに取得しなかったため、B社は当該メーカーが技適を取得するのを待ち、実証の開始まで約1年を要した。

## ②訪日観光客等が国内で使用する機器への対応

- ◆日本を訪れる観光客等が増加するに伴い、「技適マーク」が表示されていないスマートフォン、タブレットなどの端末(以降「技適未取得端末」)を持ち込み、利用する機会が増加しています。
- ◆これに対応し、「電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成27年法律第26号)」及び「電波法施行規則等の一部改正及び電波法に定める技術基準に相当する技術基準を定める告示」により、  
平成28年5月21日から技適未取得端末であっても
  - ・日本国内に自ら持ち込む場合に限り、
  - ・米国のFCCもしくは欧州のCEマーク及びWiFi Allianceの認定ロゴを持つWiFi端末 及び
  - ・Bluetooth SIGの認定ロゴを持つBluetooth端末 が入国から90日間、日本国内で利用可能とされました。

**日本へ入国される皆様へ**

Wi-Fi端末やBluetooth端末を日本国内へ自ら持ち込む場合、日本の技術基準適合証明等を取得し、**技適マークが表示されているもののみ**国内での使用が認められています。

ただし、入国の日から**90日以内**に限って、以下の条件を満たす端末の使用が認められます。

**Wi-Fi 端末** 米国のFCC認証や欧州のCEマークの表示及びWi-Fi Allianceの認証を受けた旨の表示(認定ロゴ)があるもの

Wi-Fi 認定ロゴの例

スマートフォンなどを公衆無線LANスポットに接続して使用できます。ただし、2.4GHz帯の周波数を使用する場合はチャリンクによる通信も可能です。

Bluetooth 端末 Bluetooth SIGの認証を受けた旨の表示(認定ロゴ)があるもの

※注意 1. 使用できる周波数は、2.4GHz帯(屋内外)、5.2GHz帯(屋内)、5.3GHz帯(屋内)及び5.6GHz帯(屋内外)のみに取られます。  
2. 技適マークを取得せずに入国の日から90日を経過してから使用すると、電波法違反として罰せられることがあります。  
3. パソコンなどの端末を有線接続する場合は、イーサネット(10BASE-T、100BASE-TX、1000BASE-T)による接続であれば、同様に90日以内に限って電気通信事業者の事前の検査なしに使用が認められます。

<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/others/wifi/ja.pdf> より

## ②訪日観光客等が国内で使用する機器への対応

- ◆ この制度改正により、これらの端末の接続先となる日本国内のサービス提供者は、これらの端末が国内で使用されることを踏まえた試験等を行うことが新たに必要になりました。

- 【例】
- ① 対象機種 of 接続先システムで、当該機種が正常に動作することを確認する試験
  - ② 対象機種が国内で使用され、実際にトラブルが発生した際のリカバリ対応

- ◆ しかし、これらの機種は技術基準適合証明が得られていないので、日本国内でこうした試験等を行うことができません。

## ②訪日観光客等が国内で使用する機器への対応

訪日外国人の急増  
(2020年に4千万人)

モバイルサービスのさらなる普及  
(決済アプリ、シェアリングエコノミー等)

技適マークのない  
機器の使用が増加

- ◆ 訪日外国人の急増や、モバイルサービスのさらなる普及により、技適マークのない機器が国内で使用されるケースが増え、これらの機器に起因するトラブル(システムの故障など)の発生も想定されます。
- ◆ こうしたトラブルが発生した場合、国内事業者には迅速なリカバリ対応が求められます。特に、緊急性の高いサービス(旅行者の安全や決済に関するサービスなど)では短期間(数時間・数日など)の対応が必要です。
- ◆ このような対応を、現行の制度を活用して実施するのは困難です。

【A】実験試験局免許の取得で対応 : 短期間でのリカバリ対応ができない

【B】電波暗室内での試験で対応 : 実際の利用環境下で試験が行えない

# 電波環境への影響について

訪日外国人等の入国から90日以内に限り使用が認められる端末は「電波利用環境に悪影響を与えるおそれはほとんどない」とされており、これより大幅に数が少ない「**研究開発目的での使用**」を可能としたとしても**悪影響はない**ものと考えます。

- ◆ 技術基準適合証明未取得機器の1日あたり使用台数を、
  - ア. 訪日外国人等が使用する場合
  - イ. これと同じ種類の機器を、研究開発目的で使用する場合のそれぞれについて試算すると、研究開発目的での使用台数は訪日外国人等による使用台数より大幅に少ないことがわかります。

【ア. 訪日外国人等による使用】  
4千万人の1割程度が1週間使用  
→ $400\text{万台} \times 7\text{日} \div 365\text{日} \doteq$  **7.7万台**

【イ. 研究開発目的での使用】 ※多めに見積もっています  
年間1000件の実証で平均100台を1ヶ月使用  
→ $1000\text{件} \times 100\text{台} \times 30\text{日} \div 365\text{日} \doteq$  **0.8万台**

【参考】第189回国会 参議院総務委員会 第9号(平成二十七年五月十四日)会議録より

WiFi端末につきましては、我が国に入国する訪日観光客等が個別に持ち込んで自ら利用するものとしておりました、かつ我が国の技術基準に完全に一致するものではないということから、長期的に利用される場合には、他の無線局等の利用環境に対して与える悪影響のおそれに鑑みまして、訪日観光客等が我が国に滞在する期間、これ九十日以内でございますが、に限りまして利用することを可能とするものでございまして、この改正によりまして電波利用環境に悪影響を与えるおそれはほとんどないと、こういうふうを考えております。

# 御提案と効果

以上を踏まえまして、次のとおり改めて要望いたします。

- ① 無線装置の輸入・使用に関して、訪日観光客等が認証・免許なしに利用できる無線端末※（電波利用環境に悪影響を与えるおそれがほとんどないとされている）を対象として、研究開発等、下記に示した範囲は実験試験局免許なしに使用可能としていただきたい。
- ② それ以外の機器についても、実験試験局の申請において機器メーカーから公表されていない技術情報の記入を不要とするなど、研究開発を行いたい事業者が利用しやすい制度に見直していただきたい。

①の対象範囲(案)



システム開発および試験等  
小規模の評価・実験  
展示会での展示  
及び上記に関連した調達

【期待される効果の例】

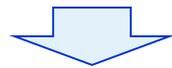
- 海外の新しい無線機器を活用した新たなサービス開発及び試験の促進
- 訪日観光客に対するおもてなしの向上

※：一部を以下に抜粋

- ・周波数は2.4GHz、5.2GHz、5.3GHz、5.6GHz
- ・(WiFi端末)FCC、もしくはCE適合及びWiFiAlliance適合
- ・(Bluetooth端末)BluetoothSIGの認定 等

# 【参考】スマートフォンアプリ開発への影響

- ◆ 米国Google社は、モバイル機器向けOS(オペレーティング・システム)であるAndroidのバージョンアップを行う数ヶ月前から、「リファレンス機」(基準となる端末)上に次期バージョン(プレビュー版)を搭載し、Androidアプリの開発者に提供しています。
- ◆ Androidアプリの開発者は、この「リファレンス機」を使って、次期バージョンに対応したアプリの開発・改造を行います。
- ◆ しかし、現在のリファレンス機「Pixelシリーズ」は日本で販売されておらず、日本の技術基準適合証明も取得されていません。  
(2017年12月現在)
- ◆ このため、日本のAndroidアプリ開発者が、Androidの次期バージョンに対応した開発のためにリファレンス機を日本国内で使用することができなくなっています。



この問題も、前頁の①の改善を行うことで解消されます。

従来Google社は、旧リファレンス機の「Nexus」シリーズを日本でも販売してきました。



日本国内で開発に使えた



Ver 8.0

2017/8



Nexus 6P  
(旧リファレンス機)

しかし、新しいリファレンス機「Pixel」シリーズは日本市場に投入されていません。



日本国内では使用できない



Ver 9.0?

2018/?



Pixel 2  
(現リファレンス機)